

6. 景観の方針

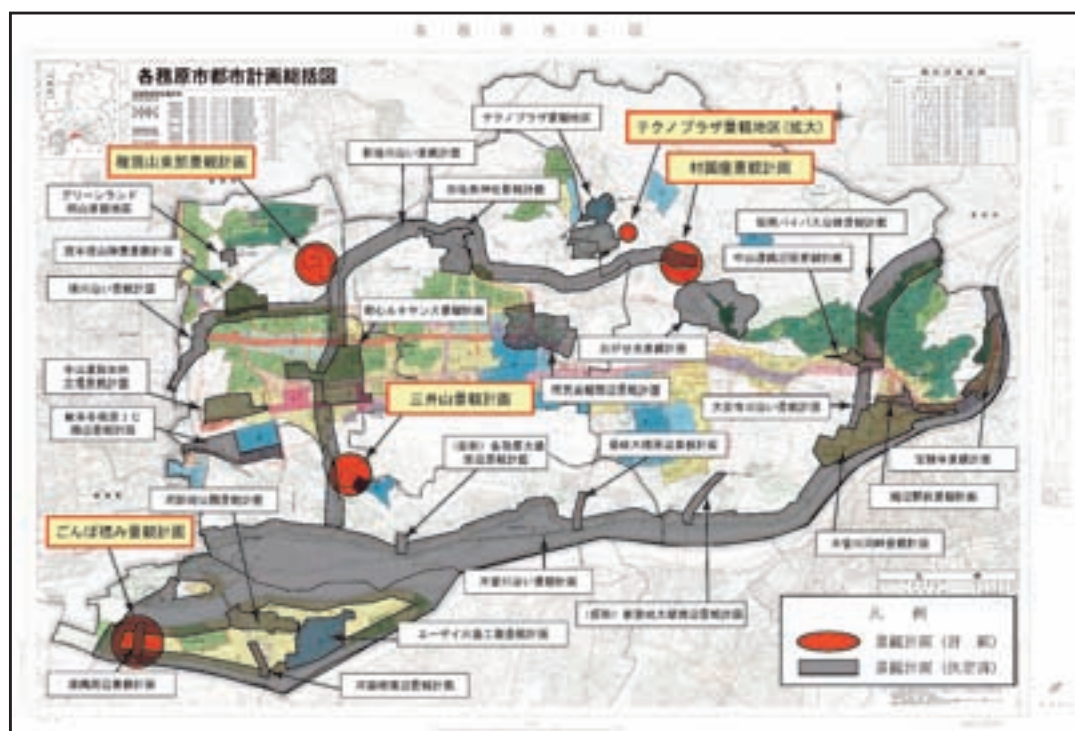
本都市計画マスタープランにおける景観の方針は「各務原市景観計画」を受けるものとする。景観計画は、景観法第8条に規定する「現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画」として策定したものである。



<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/machi/keikan/index.html>

平成18年3月の景観計画策定後、テクノプラザ地区（平成19年3月31日）及びグリーンランド柄山地区（平成20年4月1日）を景観地区として決定するとともに、都心ルネサンス地区や市民会館周辺地区などの23地区が景観計画の重点風景地区として決定済である。

今後は、新たに4地区の指定を行うとともに、各々の地区について、地区独自の景観計画における風景形成基準等に沿いながら、良好な景観形成に向けた規制・誘導を図るものとする。また、景観に配慮したまちづくりを進めるため、今後、電線の地中化等の検討を行う。



▲重点風景地区指定予定地区(権現山東部)
平成21年撮影



▲重点風景地区指定予定地区(村国座)
平成21年撮影



▲重点風景地区指定予定地区(ごんば積み)
平成21年撮影